多様な施設に多様な基準
保育条件に格差が!?

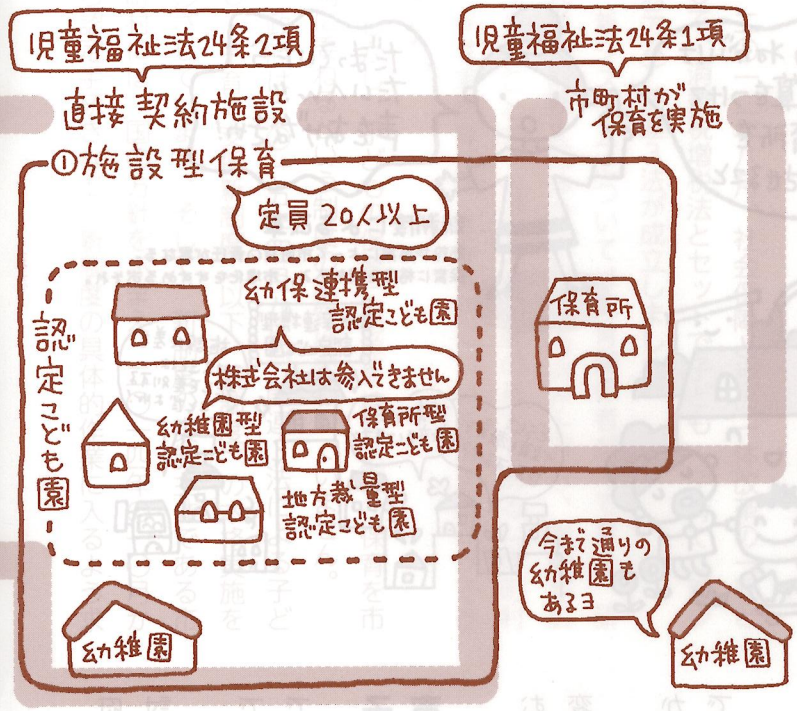

新制度では、補助金の対象となる施設等の種類が増えます。

❶施設型保育
保育所、幼稚園、認定こども園（幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型）

❷地域型保育
小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

上図のように、保育所は市町村が保育を実施し、それ以外は利用者と施設が直接契約します。

施設によって基準も別々につくられるため、職員の配置や保育室の面積等が異なることになり、保育環境や保育条件に、格差がうまれてしまいます。

待機児童解消を名目に規制緩和が叫ばれているなか、地域型保育等に低い基準が設定されれば、保育所の基準の引き下げを求める圧力もさらに増すでしょう。

自治体間で格差、低い基準でもOK？

新制度では、施設や事業の認可基準等、自治体で決めることが多くあります。例えば、地域型保育の認可基準は市町村がつくります。職員配置は国の基準に従いますが、それ以外の面積等は市町村が決めるため、市町村によって、低い基準が設定されるおそれがあります。そうならないように、市町村に声をあげましょう。

公立園を守ろう！

「公私連携型保育所」といった仕組みを用いて、公立保育所の民営化が加速する危険性があります。公的責任を確保し続ける観点から、公立施設を存続させることが重要であることをおさえ、市町村に働きかけましょう。

私たちの求めること

どの施設に入っても、すくなくとも現行の保育所最低基準以上の条件が保障されるよう、各施設・事業の基準を統一するよう要求しましょう。

また、世界的に見ても現行の保育所・幼稚園の基準は低すぎるため、全体として改善・向上を求めましょう。